指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	盛岡市環境学習広場	所在地	盛岡市上田字上堤頭30番地10
施設の設置目的・概要	自然環境の保全、循環型社会の形成及び再生可能エネルギーの利用に対する理解を深めるための体験学習の場を提供するために整備された施設。		
建物・設備の概要	・整備面積：約22,300㎡（うち、いこいの花畑（整備面積　約3,600㎡）、光のガーデン（整備面積　5,300㎡）、観察の木陰（整備面積　5,300㎡））	設置年月日	平成26年4月1日

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	株式会社寿広	所管課名	環境企画課
指定期間	平成31年４月１日から令和６年３月31日まで		
指定管理業務の内容	・施設及び設備の維持管理に関すること。 ・草花、樹木等の維持管理に関すること。	指定管理料（千円）	R1　1,346 千円 R2　1,358 千円 R3　1,358 千円 R4　1,358 千円 R5　1,358 千円
制度導入によって目指す施設の姿	広場の維持管理経費の縮減及び利用者の利便性に配慮した施設運営を図るため。		

3　評価結果

総合評価	AA	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
		AA	AA	AA	

施設所管部の			
管理運営方法の検討			
	指定期間中の導入効果及び課題	導入効果 ①利用者の利便性向上：広場内の適正な維持管理により、利用者に評価され、利便性向上につながった。（利用者評価の「非常に満足」「満足」「普通」の割合：R1　85%→R3　95%） ②地域住民との交流：地元の上田地域活動推進会とともに花壇の植栽を実施するなど、地域に根差した管理運営につながった。 課題 施設の老朽化に伴う設備の修繕増加や、ホームページを活用した周知啓発。	
	今後の管理運営方法	■　指定管理者制度　　□　直営	
		理由	・利用者の利便性向上が図られている。 ・当施設の維持・管理は、花木等を適正に管理するための知識と経験、人的体制が必要であるが、直営ではこれらの条件を整えるのが難しい。 　よって、上記の現状を検討した結果、指定管理者制度を導入することが適当と判断する。

評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	□ 延長　■ 公募　□ 非公募（理由：
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　）
	管理形態	□ 単館管理　■ 一体管理（施設名：高松公園・高松多目的広場 理由：隣接する高松公園等の指定管理者による指定管理とすることで、一体的に効率よく管理することができ、経費縮減にもつながる。 ）
	今後の改善点	
	・イベント情報や広場内の花木の状況を掲載するなど、ホームページを活用した周知啓発を実施し、新規利用者の拡大を図る。 ・広場に適した園内管理を行い、より豊かな植生と動植物の生息場所の形成を目指し、環境教育の場としての利活用の幅を広げる。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価	
S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は、1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし、Cが一つ以上ある場合はC評
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし、Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。